

京都市中央保護所の今後の在り方及び活用方法について

京都市中央保護所（以下「中央保護所」という。）は、身体上又は精神上の理由により生活訓練等を必要とするホームレスの方等の入所施設として運営してきましたが、入所者数が減少する中、令和4年4月から休止しています。

この間、本市では、ホームレス支援施策の拡充に努めてきた結果、中央保護所の休止後も、住居を失った方に対する支援に支障は生じておらず、今後も施設として維持し続ける必要性が低下していることから、令和7年2月市会に「京都市中央保護所条例を廃止する条例」を提案いたします。

また、中央保護所の建物の一部については、現在、下京区社会福祉協議会やボランティア団体等が、地域で困りごとを抱える方の居場所づくりの場として活用しています。また、ボランティア団体等からは、「他のスペースについても、支援者・支援団体相互の交流拠点として活用したい。」との意見をいただいているところです。

このため、廃止後の建物については、引き続き居場所づくりの場の提供に加え、「支援団体等の活動拠点」及び「支援団体間の連携と交流の場」としての活用を図ることとし、支援を必要とする方をはじめ、全ての人に「居場所」と「出番」があるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

1 中央保護所（令和4年4月から休止中）について

定員数	50名（更生施設30名、緊急一時宿泊施設20名）
所在地	京都市下京区花屋町通室町西入乾町292
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 （下京総合福祉センターの一部と併設）
敷地面積	約1,237㎡
延べ床面積	約2,210㎡（下京総合福祉センター全体） うち、中央保護所部分 約700㎡
建築年月日	平成5年9月15日
その他	下京総合福祉センターには、中央保護所のほか、下京老人デイサービスセンター、下京老人福祉センター、下京区社会福祉協議会が併設。

2 中央保護所を巡る動き

中央保護所はバリアフリー対応ができていないほか、築30年以上が経過することによる老朽化等のハード面の課題が深刻化し、入所者数の減少も踏まえ、令和4年4月から休止した。こうした中、本市では、民間ホテルを活用した一時的な宿泊場所の拡充をはじめとしたホームレス支援施策の拡充に取り組んでおり、その結果、中央保護所の休止後も、住居を喪失した方への支援は円滑に行われ、中央保護所に頼らなくても支障のない環境が整っている。

【参考】この間のホームレス支援施策の拡充

- 民間ホテルを活用した緊急一時宿泊事業の拡充
(主に早期の生活再建を目指す方対象)
- 自立支援センターの機能拡充 (生活訓練の開始、定員の拡大)
- 福祉施設の空床を活用した緊急一時宿泊事業の開始 (主に介護が必要な方対象)
- 居宅移行後の定着支援を担当する職員の増員
- 訪問看護事業者による医療支援の開始
- 民間アパートを活用した日常生活訓練事業の開始 (令和6年10月から)

3 中央保護所廃止後の活用 (別紙参照)

中央保護所を含む下京総合福祉センターは、これまでホームレス支援以外にも、高齢者福祉や地域福祉など広く社会福祉に関わる取組を行ってきたところであり、国においても、生活困窮者自立支援法が改正(令和6年4月17日)され、自治体の努力義務として「民間団体等との緊密な連携を図り、地域住民相互の交流を行う拠点との連携等による生活困窮者の状況を把握すること」が明記された。

こうしたことから、これまで実施している地域で困りごとを抱える方等の居場所づくりの場としての活用に加え、新たに、ボランティア団体、協賛企業・大学等の支援者・支援団体相互の交流拠点となる「協働スペース」を運営することで、「つなぐ」「まじわる」機能の強化を図る。

(1) 「つなぐ」機能

生活困窮者支援団体の活動拠点とし、支援団体間の連携と交流の場を提供する。

(2) 「まじわる」機能

支援団体・大学・企業等が集まり、組織間の垣根を越えた取組を展開する。

なお、協働スペースの管理運営については、これらの機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、建物管理と合わせて、市内の生活支援に実績のある民間事業者に委託予定。

4 「協働スペース」における主な取組

(1) 支援者・支援団体が集まる場の創出

各支援者・支援団体における支援対象者の抱える課題等を共有し、解決に向けた意見交換や情報共有等を行う。

(2) 支援者・支援団体間のネットワーク構築

各支援者・支援団体が有するノウハウや知識の共有が図れるようネットワークを構築し、効果的な支援を行うための連携に向けた支援者・支援団体間のマッチング支援を行う。

(3) 支援対象者への支援者・支援団体の紹介及びつなぎ

支援対象者が抱える課題を解決できるよう支援者・支援団体の紹介及びつなぎを行う。

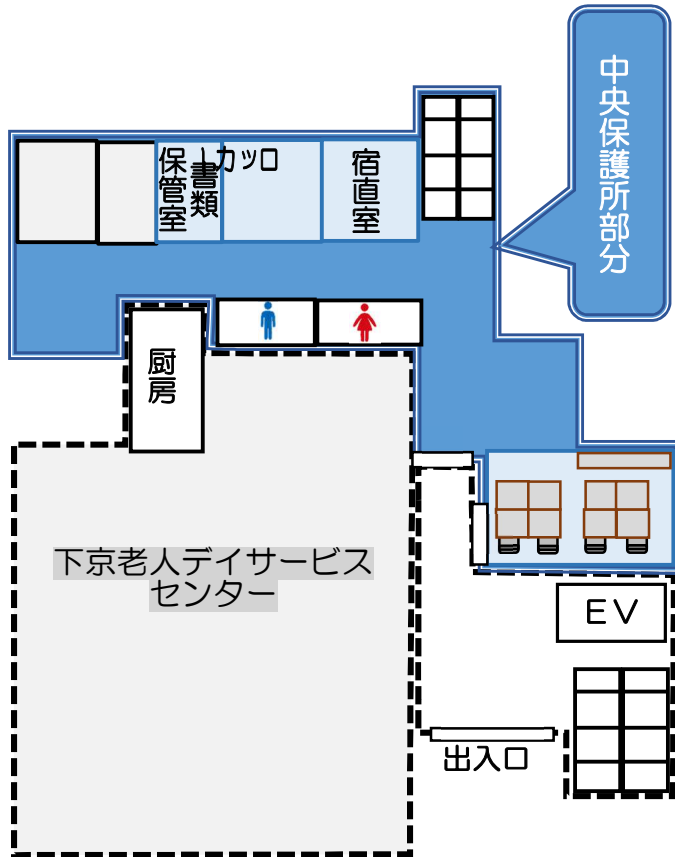
(4) その他の取組

福祉人材の育成研修の実施、保管庫の提供・管理等。

中央保護所の跡地活用（案）

中央保護所（1階部分）

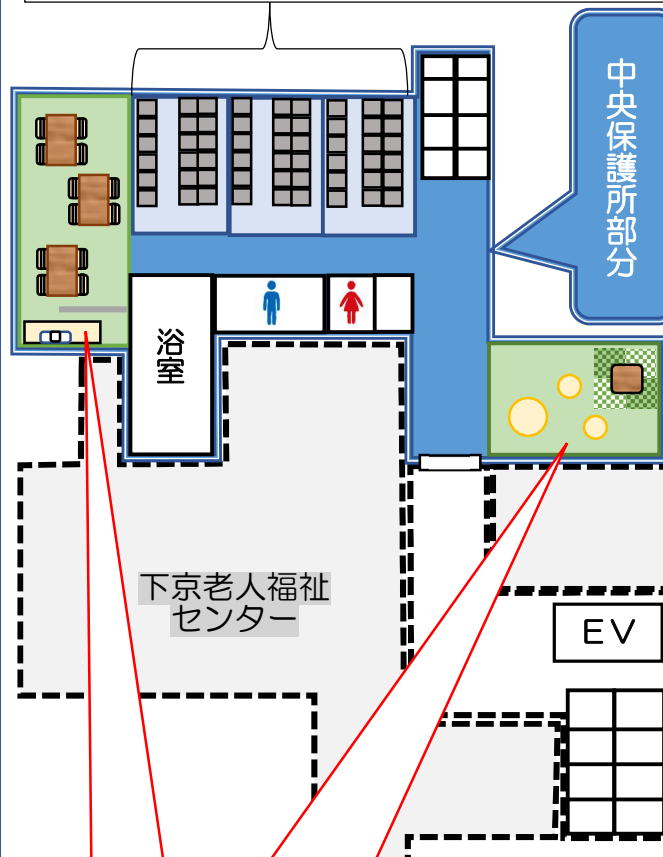
【事務所・書類保管等に活用】



中央保護所（2階部分）

【居場所づくりの場として活用】

ボランティア団体、大学、協賛企業等の居場所づくり等に使用する物資の保管庫



困りごとを抱える方等の居場所づくりの場

中央保護所（3階部分）

【支援者の協働スペースとして活用】

ボランティア団体、大学、協賛企業等（支援者）の支援者をつなぐ協働スペース

